

「ユース非核特使」の名称付与及び核軍縮・不拡散関連業務の委嘱

平成25年6月
平成26年9月改訂
軍備管理軍縮課

我が国は、核兵器の惨禍の実相を国際社会及び将来の世代に対して継承していくことが人類に対する我が国の責務であるとの認識の下、特に若い世代に対する軍縮・不拡散教育を重視している。また、「核兵器のない世界」に向けた機運を維持・強化していく上で、市民社会の熱意と関心の維持は不可欠であり、被爆者の高齢化が進む中、軍縮・不拡散教育の促進において政府と市民社会との効果的な連携が益々求められている。このような観点から、今後、以下の要領により、次世代を担う若い世代に対し「ユース非核特使」としての名称を付与し、核軍縮・不拡散関連業務を委嘱するものとする。

1. 背景・経緯

2010年8月6日の広島平和記念式典（正式名称：広島市原爆死没者慰霊式並びに平和記念式典）及び同年8月9日の長崎平和祈念式典（正式名称：長崎原爆死没者慰霊平和祈念式典）において菅総理（当時）が総理大臣挨拶にて「非核特使」制度の創設を表明し、同年9月に最初の委嘱を実施。これまでに各種国際会議、原爆展やイベント等の様々な国際的な機会を通じて、自らの実体験に基づく被爆証言を実施する被爆者等に対し、外務省が、核兵器使用の惨禍の実相を広く国際社会に伝達し、また将来世代に継承していくことを内容とする「非核特使」業務を委嘱してきている。

他方、被爆者の高齢化が進むにつれ、被爆の実相を国際社会及び将来に伝えるとの基本政策を今後とも効果的に継続するためには、次世代（若者）への継承が必要である。

2. 実施要領

(1) 名称

和名：「ユース非核特使」

英名：「Youth Communicator for a World without Nuclear Weapons」

(2) 委嘱権者

外務省軍縮不拡散・科学部長

(3) 委嘱対象者

次の要件を全て満たす者。ただし、外務省が本件特使の名称使用付与が適切と判断する場合は、この限りでない。なお、被爆者の子孫であるか否かは問わない。

①概ね15歳以上30歳未満の若者。

②軍縮・不拡散分野における活動、研究、研修・教育のいずれかの実績がある者。

③本件特使の名称付与を受け、国内外において軍縮・不拡散分野における活動、研究、研修・教育の成果を対外的に発表する者。

④本件特使の名称付与が適切と外務省が判断した者。

(4) 委嘱業務

各種国際会議，原爆展やNGO主催のイベント等様々な国際的な機会を通じて，自ら軍縮・不拡散における活動，研究，研修・教育結果の成果を発表し，核兵器使用の惨禍の実相を広く国際社会に伝達し，また将来の世代に継承していくことを業務とする。

なお，「ユース非核特使」は，我が国の核軍縮・不拡散政策に関する政府の立場を代弁するものではない。

(5) 委嘱方法等

- ア 各種事業の実施を企画し，「ユース非核特使」の名称の使用を希望する団体等（下記（6）参照）は，外務省に対し「ユース非核特使」の名称使用許可申請（別紙「申請要領」参照）を行う。
- イ 「ユース非核特使」の名称使用許可を求める者は，上記（3）②を証明できる資料及び地方自治体，学校，NGO等の然るべき団体・人物からの推薦状を外務省に提出する。
- ウ 申請を受け，外務省は事業の公益性，申請団体等の適正等につき審査を行った上で，名称使用許可及び業務委嘱を行う。外務省は審査の過程において，厚生労働省と協議を行うことができる。
- エ 名称を付与された者は，委嘱期間中に限り「ユース非核特使」として活動することができる。なお，名称の使用については，申請事業の開催期間に加え，同事業に関して帰国報告を行う場合，または同事業に関連して新聞、ポスター、インターネット等による広告を行う場合などに使用することも可能。
- オ 名称付与及び業務委嘱については，団体等による申請に基づくもの以外にも，政府が関係者・機関との間で調整した上で実施する事業に関するものにつき行うことも可能とする。この場合にも，名称使用許可，業務委嘱の手続を経るものとする。

(6) 申請資格者

名称使用の申請は，地方自治体，高等学校，大学等高等教育機関の他，外務大臣が適当と認めるその他団体又は組織等が行うことができるものとする。

(了)

申請要領

「ユース非核特使」名称使用許可申請について

「ユース非核特使」の名称使用を希望される場合には、下記の要領を確認の上、申請書類を添えて申請してください。

1. 申請受付期間

名称使用開始希望日の2か月前までに申請してください。

2. 申請に必要な書類等

「ユース非核特使」名称使用を申請する場合には、以下の(1)から(5)の必要書類を下記4.へ提出してください。(既存のパンフレット等を除き、A4縦・横書き)

- (1) 申請書兼誓約書 (別紙)
 - ・必要事項を記入の上、団体印・公印を押印してください。
- (2) 開催概要
 - ・事業の概要について任意様式により作成してください。また、既に企画書等を作成している場合は、併せて提出してください。
- (3) 主催団体の概要がわかる資料
 - ・規約、会則、定款、寄付行為、役員名簿、団体の沿革、事業実績等
 - ・「非核特使」名称使用の実績のある事業についての申請や、公共団体等による申請については一部書類を省略できる場合もありますので、下記4.へ別途相談してください。
- (4) 委嘱対象者の和文略歴
- (5) 実施要領2.(5)イで定める書類を添付してください。

3. 「ユース非核特使」名称使用対象外となる事業

- ・営利を目的とした事業または公益性に乏しい事業
- ・政治団体、宗教団体及びそれらに類した団体が行う事業
- ・公序良俗に反する事業
- ・核兵器使用の惨禍の実相を広く国内又は国際社会に伝達することに寄与すると認められる事業以外の事業
- ・その他、外交上不適切と認められる事業

4. 申請及びお問い合わせ先

申請書送付先住所

〒100-8919

東京都千代田区霞が関2-2-1

外務省軍縮不拡散・科学部軍備管理軍縮課

お問い合わせ：

外務省軍縮不拡散・科学部軍備管理軍縮課

電話：(03) 5501-8221

在アラブ首長国連邦大使館 政務班

電話：+971-2-443-5696

電子メール：embjp@ab.mofa.go.jp

以上